

博士学位論文

「蒲安臣使節団の研究—清朝最初の遣外使節団—」

(要旨)

広島大学大学院 文学研究科

博士課程後期 人文学専攻

学生番号 : D126849

氏名 : 王大宝

本論文は、清朝最初の遣外使節団である蒲安臣使節団を取り上げ、中国語档案と英語史料を駆使し、清朝政府の外交政策、対外関係に即した使節団の形成背景、目的、人員構成などを解明し、アメリカの新聞が伝えた使節団のイメージと中国側官吏がもつアメリカ社会に対する認識も分析していく。以上の研究を通して、東アジアにおける清朝最初の遣外使節団の歴史的位置付けを再検討し、中国近代史研究の有効性を再定義することを目指す。全体は、序章の他、5章で構成される。

序章では、「ウェスタン・インパクト論」、「マルクス主義史観」、「革命史観」のような「近代西洋的」概念に立脚した「西洋中心主義」、及び過度に「中国内在発展の文脈」を強調する中国近代史研究が抱えた問題を克服するため、蒲安臣使節団に焦点を絞り、実証的研究を行う本論文の目的を述べる。

第一章「蒲安臣使節団と欽差大臣制度」では、蒲安臣が「越権行為」をしたかどうか、彼に与えられた「権限」の問題を解明するため、「欽差大臣」をベースに作り上げられた「辦理中外交渉事務使臣」という清朝政府が彼に授与した官職を分析する。まず、外交分野における「欽差大臣」制度が成立した1838年から、蒲安臣が「辦理中外交渉事務使臣」に任命され1867年にいたるまでの「欽差大臣」制度の変化を明らかにする。次に、「ウェスタン・インパクト論」の枠組みに置かれ、説明されてきた欽差大臣制度が清朝外交にもたらした変化を考察した上で、使節団派遣を決定した清朝の外政担当機構である「總理各国事務衙門」の設立について再検討する。

第二章「蒲安臣使節団派遣の背景」では、1860年代に入り、特に、衙門設立後、衙門を中心にして行われた中国の外交を、蒲安臣使節団の時代にあった「協力政策」の形成とその実施を中心にして検討をする。具体的には、第一、西洋諸国の在中活動にどのような制限を加えられていたか、第二、西洋諸国間の紛争がどのように調整されていたか、第三、「協力政策」（ないし蒲安臣使節団）の思想的基盤とはどのようなものであったかという三点を考察する。

第三章「蒲安臣使節団の結成と機能」では、上述の議論を踏まえ、1867年に「遣使」の問題を中心として、イギリスとの条約改正を準備するために、總理衙門と地方官憲との間で行われた諮問・回答を分

析し、使節団派遣が浮上した理由、及び衙門が考えた使節団派遣の目的・意図を解明する。また、中国外交面の変化に応じ、アメリカ駐清公使として、在中活動を行っていた蒲安臣は、中国の改革を支持し、ないし深く関与するようになった理由を明らかにする。さらに、蒲安臣が使節に任命された経緯に関して、使節団の経費、構成、権限の面から分析する。

第四章「アメリカにおける蒲安臣使節団の活動」では、使節団最初の訪問先であるアメリカにおける使節団活動を中心にして考察する。今まで、過度に蒲安臣個人の分析に偏った先行研究を批判し、より広い視野から、使節団の歴史的意味を吟味し、蒲安臣の活動を使節団全体活動の下において、再評価する。その際注目するのは、第一に、使節団の訪問によって明らかになった在米中国人問題、第二に、アメリカの新聞報道を利用した使節団の活動である。特に、アメリカ各地（サンフランシスコ、ニューヨーク、ボストンなど）で行われた蒲安臣の演説に分析を加え、彼がいかにして、中国使節団の一人として、総理衙門の指示通りに、中国現状、清朝政府の外交方針などを要求したのかに注目する。第三に、清朝政府が最も気がかりにしていた大統領と会見する際の礼儀や国書の渡し方を分析し、第四に、「中米天津条約追加条款」の調印までの経緯を考察する。

終章では、清朝政府が考えた使節団派遣の意図に照らして、1868年4月から9月に至るまでの5ヶ月間における使節団の在米活動を評価する。具体的には、蒲安臣の権限の問題、「中米天津条約追加条款」の意味を考察し、最後に今後の研究課題を述べる。